

国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン

4 生推企第 952 号

令和 4 年 12 月 26 日

改定 5 生国一第 60 号

令和 5 年 6 月 23 日

第 1 本ガイドラインの目的

国際スポーツ大会の開催は、世界のトップアスリートの競技を目の当たりにすることにより、多くの都民、とりわけ次世代を担う子供たちに、スポーツのすばらしさや大きな感動を与え、夢や希望を抱かせる。

東京 2020 大会は、年齢や障害等を越えたアスリートの輝きによる共生社会の実感やバリアフリー化をはじめとするまちや暮らしの変化など多くのレガシーをもたらした。

国際スポーツ大会を機に、世界中のアスリートをはじめとする大会関係者や観客が東京を訪れ、国籍・文化・世代・障害など多様な背景をもつ人々が交流することは、国際親善・平和などに大きく寄与することはもとより、東京の活性化や都市としてのプレゼンス向上にもつながる。

国際スポーツ大会を通じ、スポーツの力によって東京の未来を創っていくには、東京 2020 大会の経験も踏まえ、より良い大会の姿を追求していかなければならない。

本ガイドラインは、こうした観点に立って、国際スポーツ大会の準備運營業務を担う組織（設立予定の組織を含む。以下「大会運営組織」という。）に対する都の関与のあり方について基本的な事項を定める。

大会運営組織が、スポーツの根幹であるフェアネスを体現した信頼されるものとなり、未来の東京につながるレガシーを残していくとともに、都民と共に大会を作り上げ、大会開催の意義が社会に敷衍していくよう、都として関与していく。

第2 本ガイドラインを適用する国際スポーツ大会

- 1 本ガイドラインを適用する国際スポーツ大会は、以下の全ての要件を満たすもののうち、都と大会運営組織が協議を行い、第1に掲げる目的の実現に向けて認識を一にした大会をいう。
 - (1) 国際総合スポーツ大会においては、多数の国と地域、選手・関係者等の参加が見込まれるもの。単一競技の大会にあっては、国際的な知名度等を有し、多数の選手・関係者等の参加が見込まれるもの
 - (2) 主要な会場が、都内に存在するもの
 - (3) 東京のスポーツ振興及び都市のプレゼンス向上、賑わい創出に資すると期待されるなど、多くの意義を有し、国際スポーツ大会の準備・開催を通じて都が掲げる「『未来の東京』戦略」の推進に特に寄与する(SDGsの実現、DX活用等)と見込まれるもの

第3 これからの国際スポーツ大会における3要素（基本的な考え方）

第1で掲げる目的を達成するため、本ガイドラインの策定に当たっては、以下の3点を基本とする。

1 適切なガバナンスの確保

大会運営組織は、スポーツの根幹であるフェアネスを体現し、法令及び社会規範の遵守、意思決定の公正性の確保等を図るため、適切なガバナンス体制を構築する。

都は、大会運営組織に対して、コンプライアンスや情報公開等、ガバナンス確保に必要な助言を行うとともに、その取組状況を確認する。

2 国際スポーツ大会を通じ東京の発展に寄与

大会運営組織は、東京2020大会で生み出されたレガシーを国際スポーツ大会を通じて更に発展させていくとともに、未来の東京につながるレガシーを残していく。

都は、大会運営組織に対してこうした視点を盛り込んだ開催ビジョンの策定を求めるとともに、都からも国際スポーツ大会を通じて目指す東京の未来についてのビジョンを大会運営組織に共有する。

3 都民と共に大会を作り上げていくため参画機会を確保

大会運営組織は、都民と共に大会を成功させていくことを基本とし、あわせて、大会が、年齢、障害の有無などに関わらず、都民誰もがスポーツの力を実感し、大会開催の意義が社会に広まっていくよう、大会への参画を推進する。

都は、大会運営組織に対してこうした視点を盛り込んだ開催ビジョンの策定を求めるとともに、東京 2020 大会の経験を踏まえた都民参画の機会創出に取り組む。

第4 大会運営組織への都の関与

第3で示した3要素に沿った、大会運営組織の主体的な運営に対して、都は、以下のように関与する。

1 大会運営組織の始動期（組織設立時等）における着眼点と具体例

(1) 適切なガバナンスの確保に向けた体制整備

都は、競技数や規模、運営主体の国際大会の経験など、それぞれの国際スポーツ大会の特性等に応じ、必要な助言を行うとともに、次の①から⑧までに記載する取組について、大会運営組織と連携しながら具体化を図っていく。

① 大会運営組織における適切な役員等の選任と体制整備

《考え方》

組織運営上の重要な意思決定や業務執行に係る権限を有する理事等が、組織全体の運営改善に不断に取り組むとともに、その権限を適切に行使できるように適切な体制整備を行うことが重要である。

《取組例》

- (ア) 外部専門家を含む、多様な委員で構成された役員等選考委員会設置
- (イ) 外部理事・女性理事の目標割合、各役員の役割などを定めた、役員等の選任を行うための方針（役員等選任方針）の策定及び選任理由等に関する情報の公表

- (ウ) 各理事等が風通しの良い組織風土の形成やリスク管理などの基本的役割、職責、関係法令等を認識するような、行動規範の策定及び就任時の誓約書の提出並びに行動規範・誓約書の公表
- (エ) 機動的な業務執行の視点に立った理事会等の適正な規模を検討 など

② 継続してコンプライアンスを確保するための仕組みの整備

《考え方》

コンプライアンスの確保は、ガバナンスの基盤となるものである。コンプライアンスを確保していくためには、コンプライアンス委員会の設置等による体制整備に加え、組織に関わる役職員等が、コンプライアンスに係る知識を習得するとともに、風通しの良い組織風土の形成を通じてその実効性を高めるなどの意識啓発が重要である

《取組例》

- (ア) コンプライアンス委員会を組織内に設置
- (イ) コンプライアンス委員会と監事等の中で相互に適切な情報共有が行える体制の構築
- (ウ) 就任時・採用時を含む役職員等への継続的なコンプライアンス教育や職場における意識啓発に向けた取組の実施
- (エ) 通報者の保護に配慮し、通報しやすい仕組みを備えた内部・外部の窓口設置 など

③ 適切な計画・予算・契約・調達についての内部統制・外部チェックの仕組みの構築

《考え方》

国際スポーツ大会は、大きな社会的影響力を有する、公共性の高いものであり、また多くのステークホルダーから協賛金、寄附金等の資金も受領して活動しており、その資金を管理する大会運営組織のガバナンスの整備においては、公正妥当と認められる会計の原則にのっとった会計処理を行うことが重要である。

《取組例》

- (ア) 契約・調達制度の構築
- (イ) 契約と調達を、収入・支出の両面において事前・事後に内容・プロセス等を監督する、外部の専門家を含む契約・調達管理委員会を設置
- (ウ) マーケティング業務の委託等に関する方式の検討経緯や選択理由等の公表
- (エ) 内部監査、監事監査、会計監査人監査の連携による「三様監査体制」の構築（特に内部監査部門と監事・会計監査人が連携できる仕組みの構築）
- (オ) 不正の未然防止、早期発見のためのリスクアプローチの監査手法の導入 など

④ 利益相反に伴う問題の防止

《考え方》

利益相反取引の適切な管理は、法令上求められる遵守事項である。利益相反取引が組織の利益や公正性を損なう問題を防ぐことが、大会運営組織のガバナンス上、重要である。

特に、企業等からの出向者受入れに関しては、当該出向者が有する高度な専門性を大会準備等に生かせる一方、利益相反問題が生じるリスクを内包することから、適切な対応が求められる。

《取組例》

- (ア) 国際スポーツ大会の特性等を踏まえた利益相反取引に関する規程の制定
- (イ) 人材登用における、専門性を有する人材の直接雇用の活用等、民間企業からの出向者受入れに頼らない工夫。出向者を活用せざるを得ない場合における、ポストや業務内容、権限の公表等
- (ウ) 利益相反の該当性をチェックできる仕組みの構築
- (エ) 利益相反取引に関し、役職員への継続的な教育や取引の適正性を管理できる仕組みの構築 など

⑤ 情報公開の仕組みの構築

《考え方》

都が関与する国際スポーツ大会は、大きな社会的影響力を有する、公共性の高いものであると考えられる。その大会運営組織が開示する情報は、都民との信頼関係を醸成するために、重要である。

《取組例》

- (ア) 法定事項に加え、理事会の意思決定プロセス等、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項に関する、積極的な情報発信
- (イ) 都の条例に準じた情報公開制度を導入する等、公開を基本としつつ、非公開とする必要がある情報については、その理由を含め考え方を丁寧に説明
- (ウ) 非公開情報についても、情報公開とは別の方法で、その公正性を担保できる仕組みを構築 など

⑥ 危機管理及び不祥事対応体制の構築

《考え方》

大会運営組織は、公共性を有する組織としての強い自覚を持ち、不祥事又はその疑いを察知した場合は、速やかに調査を行い、確かな再発防止を図る責務がある。

《取組例》

危機管理マニュアルを策定した上での、有事のための危機管理体制の構築及び不祥事発生時の最適な調査体制の構築並びに大会運営組織の解散後も含めた、具体的な対応方針等に係る関係当事者間の事前整理 など

⑦ 懲罰制度の構築

《考え方》

役職員等に対して、法令、定款・規程等の内規、行動規範等を遵守させ、大会運営組織における秩序維持を図るためには、違反行為を対象とする懲罰制度の構築が重要である。

《取組例》

禁止行為、処分対象者、処分内容及び手続等に関する、実効性を備えた懲罰規程の策定及び周知 など

⑧ その他大会の特性等を踏まえ必要と認められる取組

2 大会運営組織の本格活動時における着眼点と具体例

(1) ガバナンスの実効性の確保と適切な見直し

都は、大会運営組織の主体的な運営が適正かつ効率的なものとなるよう、次の事項を行う。

- ① 第4の1(1)に記載されている事項の運用状況について必要な確認を行うとともに、状況を踏まえた適切な見直しが定期的に行われるために必要な報告の聴取及び助言

② その他国際スポーツ大会の特性等を踏まえ必要と認められる事項

《考え方》

大会運営組織は、適切なガバナンス体制を構築した後も、それが十分に機能しているか、必要以上に非効率な業務プロセスが生じていないか確認し、柔軟に見直していくことが重要である。

都は、その見直しに関して、必要な助言を行う。

《取組例》

- (ア) 予算・契約・調達のチェックを行う基準を定めるとともに、効率的なチェックを確保するため、当該基準は実情に応じて定期的に見直しを実施

(2) 国際スポーツ大会を通じ東京の発展に寄与

都及び大会運営組織は、国際スポーツ大会の開催を通じてレガシーを創出し、東京の発展につなげていくため、次の事項について双方で事前に協議の上、具体化を図る。

- ① 国際スポーツ大会の基本計画、開催ビジョン等の策定、都と連携した事業の実施、大会実施を阻害するリスクの管理計画、他大会運営上の重要事項

② その他国際スポーツ大会の特性等を踏まえ必要と認められる事項

《考え方》

東京 2020 大会のレガシーを継承しつつ、国際スポーツ大会を通じて、共生社会の実現や持続可能性への配慮、都市の魅力発信による東京の国際プレゼンスの向上等、大会をより良い東京の未来につなげていく。

《取組例》

- (ア) 最新のコミュニケーション・テクノロジーの活用
(イ) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）など、持続可能性への配慮
(ウ) 都との連携による文化・観光等PR

(3) 国際スポーツ大会への都民の参画

都及び大会運営組織は、国際スポーツ大会への都民の参画に向けて行う取組を推進するため、次の事項を行う。

① 都民が参画できる取組を行うに当たっての企画及び実現に向けた連携

② その他国際スポーツ大会の特性等を踏まえ必要と認められる事項

《考え方》

年齢、障害の有無などに関わらず、誰もがスポーツの力を実感し、大会開催の意義が社会に広まっていくよう、大会への都民の参画を促進することが重要である。

《取組例》

(ア) 子供たちとアスリートとの交流

(イ) デジタル技術を活用した多様な観戦スタイル

(ウ) ボランティアの活躍 など

(4) 大会運営に係るサポート等

① 国際スポーツ大会は、競技数や規模、運営主体の経験などが異なることから、都はそれぞれの大会の特性等に応じたサポートを行うことができる。なお、サポートを適切に実施するため、大会運営組織との間に必要な事項を記載した協定を締結するものとする。

(ア) 都は、第4の1(1)及び2(1)により大会運営組織において適正かつ効率的な運営が確保されることを前提に、大会運営組織からの求めにより、人的・財政的支援等を通じ、大会規模や態様等に応じて必要となるサポートを行うことができる。特に財政支出を行う場合、大会運営組織に対し、都と大会運営組織が共同でチェックを行う仕組みを整備するものとする。

- (イ) 都が必要なサポートを行う場合においては、定期的に業務運営状況の報告を求めるものとする。また、必要と認められる場合には、大会運営組織に対して、大会準備状況や収支等に関する報告を求めるとともに、必要に応じて是正を求めることとする。
- (ウ) その他、サポート内容も踏まえ、組織運営や事務執行の適正性の確認など、必要な対応を行うものとする。

② 本ガイドラインの実効性を担保するためには、文書の適切な保管・承継が重要であることから、大会運営組織は、必要な措置を行うとともに、都は助言を行う。

附則

(施行日)

- 1 このガイドラインは、令和4年12月26日から施行する。
(第2の1に該当しない国際スポーツ大会への準用)
- 2 ガイドライン第2の1に該当しない大会についても、ガイドラインの趣旨を踏まえた対応を工夫する。

附則

(施行日)

- 1 このガイドラインは令和5年6月23日から施行する。
(国指針等との関係)
- 2 本ガイドラインは、「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」(令和5年3月30日公表)等も踏まえ、策定している。国においては、当該指針を策定した「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム」が引き続き設置されており、今後、国の動向等も踏まえ、必要に応じて本ガイドラインを改定していく。
(第2の1に該当しない国際スポーツ大会への準用)
- 3 ガイドライン第2の1に該当しない大会についても、ガイドラインの趣旨を踏まえた対応を工夫する。